

7 消安第 4417 号
令和 7 年 12 月 1 日

公益社団法人 日本獣医学会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付で公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、*Trichoderma reesei*に属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体が产生する「フィターゼ（その2の（8））」の規格・基準を定めるため、省令の一部を改正することになりました。
- (3) フィターゼ（その2の（8））に該当するものとしては、組換え体RF8694株を利用して生産されたフィターゼの安全性を確認しました。

2 改正の概要

省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準（対象家畜、含量や不純物等の規定等）を設定しました。

本剤に関する省令等の改正は、令和7年12月1日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）。

※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（ご参考）

○官報 令和7年12月1日（号外第263号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当：農林水産省 消費・安全局

畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、飼料添加物フィターゼ（その2の（8））について新たに成分規格等を定めるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正する。）。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 省令別表第1の1の（2）に、フィターゼ（その2の（8））は豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する※。
- ② 省令別表第2の8に、フィターゼ（その2の（8））の成分規格等を規定する。

[※ 規定順は制定順による。]

4 留意事項

フィターゼ（その2の（8））の養殖水産動物に対する効果については、農業資材審議会においては、さけ科及びすずき科の魚類に限って確認されたものであり、他の魚種等に対する効果については検証されていない。

このため、本飼料添加物を含む飼料の販売に当たっては、このことについて、適切に情報提供を行うよう、飼料製造業者及び飼料添加物製造業者等に対して周知徹底を図られたい。

なお、安全上の問題はないことから、本飼料添加物を養殖水産動物（魚類及び甲殻類）を対象とする飼料に使用することは差し支えない。

5 施行期日

令和7年12月1日

6 パブリックコメントの実施期間

令和7年9月17日～10月16日